

熊取町教育委員会会議録

令和 8 年 5 月 定例会

令和8年5月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第1号 社会教育委員の委嘱について
議案第2号 後援名義使用願の承認について
議案第3号 後援名義使用願の承認について
報告第3号 熊取町立熊取図書館リニューアル工事に伴う臨時休館の専決処分報告について

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】4件

《5月分》

小・中学校行事予定

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定

《3月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

日 時 令和8年5月8日（金）午後5時00分から
場 所 役場本館3階 議場

【教育委員会定例会出席者】

教育長	吉田 茂昭
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	一ノ瀬由美子
教育委員	向井 暢子
教育次長	松浪 敬一
理事（生涯学習・図書館担当）	三原 順
学校教育課長	岡本 栄治
学校教育課学校指導参事	上垣 圭市
学校教育課学校指導参事	市野瀬智也
学校教育課学校指導参事	杉田 茜
学校教育課学校指導参事	南 宗孝
学校教育課学校指導参事	梅影 直子
生涯学習推進課長	清原 洋人

生涯学習推進課文化振興参事
図書館長
書記
書紀

義本 翼
原田 貴子
藤原 健祐
藤原 敬介

開会 午後 5 時 0 0 分

吉田教育長

それでは、ただいまから令和 8 年 5 月教育委員会定例会を開会いたします。

本日、梶山委員は所用によりご欠席されております。よろしくお願いいたします。

本日の署名委員には、一ノ瀬委員を指名します。よろしくお願いいたします。

では、議事に入ります。

事前配付の議案書 1 ページ、議案第 1 号「社会教育委員の委嘱について」事務局から説明願います。

清原課長。

清原課長

それでは、議案第 1 号につきましてご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。「社会教育委員の委嘱について」でございます。

社会教育法第 15 条第 2 項及び社会教育委員条例第 2 条第 2 項の規定による下記の社会教育委員の委嘱について、事務委任規則第 2 条第 12 号の規定により、議決を求めるものでございます。

まず、お一人目が中原利明さん。学校教育関係者、町立小・中学校長代表です。

森井綾子さん。社会教育関係者として、文化振興連絡協議会代表でございます。

岸本邦彦さん。社会教育関係者として、スポーツ協会代表です。

梅田康雄さん。社会教育関係者、青少年指導員連絡協議会代表です。

森本眞知代さん。社会教育関係者、くまとり読書友の会代表です。

矢野豊野さん。社会教育関係者、大阪府文化財愛護推進委員でございます。

坂本百合さん。家庭教育関係者、NPO 法人ホームビジットとんとん理事長でございます。

村田和子さん。学識経験者として、国立大学法人和歌山大学名誉教授でございます。

宮地弘太郎さん。学識経験者、大阪体育大学体育学部教授でございます。

委嘱期間は令和８年５月１０日から令和１０年５月９日。

９人の方につきましては、委嘱につきましてご承諾いただいております。議決のほう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、議案第１号「社会教育委員の委嘱について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

議案第１号「社会教育委員の委嘱について」承認とします。

次に、事前配付の議案書の２ページ、議案第２号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

清原課長。

清原課長

それでは、議案第２号「後援名義使用願の承認について」、２ページをご覧ください。

令和８年４月３日付で、公益社団法人泉佐野青年会議所理事長、左近悟氏より、「ＬＩＮＫ ＵＰ 泉州 ～泉州のお宝カルチャー体験村～」について、当委員会の後援名義使用願があったので、これを提出させていただいております。

内容につきまして、３ページのほうをご覧ください。

事業名のほうは、泉州地域青年会議所合同例会「ＬＩＮＫ ＵＰ 泉州 ～泉州のお宝カルチャー体験村～」。

主催者は、泉州地域青年会議所。

開催の目的につきましては、ご覧のとおりとなります。

開催場所は、堺市の原池公園。

開催日時は、６月７日日曜日。

参加予定は、２，０００人。参加対象者は、泉州地域の一般住民を予定しております。

後援等の予定団体は、以下のとおりでございます。

今回、新規の後援名義の使用願の承認ではございますが、こちらの団体につきましては、内容は多少変わるんですけれども、これまでも様々なイベントを開催されて、ご承認をいただいているところでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

吉田教育長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご質問はありませんか。ご質問はありませんか。大丈夫ですか。

では、議案第2号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

議案第2号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、事前配付の議案書21ページ、報告第3号「熊取町立熊取図書館リニューアル工事に伴う臨時休館の専決処分報告について」事務局から説明願います。

原田図書館長。

原田図書館長

それでは、報告第3号「熊取町立熊取図書館リニューアル工事に伴う臨時休館の専決処分報告について」でございます。

説明の前に、文字の修正をお願いいたします。22ページをお開きください。

2行目のところで「規程」という言葉があるのですが、「規程」の「程」が間違えております、すみません。この「程」という字から「定」という字に修正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、21ページに戻っていただきまして、令和8年4月22日付で、図書館規則第4条ただし書の規定による臨時休館について、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

22ページのほうをお開きください。

臨時休館日は、令和8年5月1日金曜日から5月29日金曜日までとなります。

休館理由は、リニューアル工事のためとなっております。

現在、臨時休館中ということで、可能な図書館サービスは臨時窓口にて予約資料の受け取りと返却のみとなっております。5月30日からは部分開館として児童室を開館し、貸出し・閲覧ができるようにいたします。一般書も7,000冊程度配架する予定となっております。この児童室での開館は11月末頃までを予定しております。その後も工事の工程に合わせて臨時開館や部分開館、完全休館などをする予定です。休館になる場合は、また改めて教育委員会にお諮りさせていただきます。

今回の臨時休館につきましては、以上ご報告とし、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上です。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、報告第3号「熊取町立熊取図書館リニューアル工事に伴う臨時休館の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

報告第3号「熊取町立熊取図書館リニューアル工事に伴う臨時休館の専決処分報告について」承認とします。

次に、当日配付の議案書27ページ、議案第3号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

杉田参事。

杉田参事

それでは、議案第3号「後援名義使用願の承認について」ご説明申し上げます。

当日配付分の議案書27ページをご覧ください。

令和8年4月15日付で、teamらいと代表、河合哲子氏より、「通信制高校合同相談会」について、当委員会の後援名義使用願がありましたので、これを承認するというものでございます。

本案件は、新規の案件としてご審議をお願いするものです。

次のページ、28ページの後援名義使用承認申請書をご覧ください。

この事業は、不登校や学校生活になじめず悩みを抱えている子ども、その保護者を対象として通信制高校についての合同相談会を実施するものでございます。

開催場所は、グランドホール岸和田。

開催日は、令和8年6月21日曜日。

参加費は無料で、そのほか詳細は記載のとおりでございます。

30ページから35ページまでは団体の概要や計画書等がございますので、後ほどご参照ください。

以上、議案第3号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

吉田教育長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。

土屋委員

いいですか。

吉田教育長

はい。

土屋委員

初めて拝見する団体さんで、ボランティアなんですね。いわゆるこれ何と言うんですか、何とかのない法人の扱いですね。質問は、主催が特定非営利法人のa i rさんと合同開催になっていて、t e a mらいとさんからのみ申請が来ているというのは何か理由があるんですか。聞きたかったのは、この団体さんが実績もあって大丈夫な団体ですよということが分かればいいなと思って。どうですかね。

吉田教育長

杉田参事。

杉田参事

ご質問いただきました共同主催であられる団体につきましては、申し訳ございません、資料のほうを取り寄せておりませんので、このt e a mらいとさんの団体様の確認しか今回できておりません。

また、t e a mらいとさんのほうで会則と規約等を拝見しましたところ、構成員名簿もご提出いただきまして、収支予算書等も拝見したところ、参加費無料で子どもたちの進路の多様性を実現するというのが開催意図だというふうに聞いておりますので、承認させていただければと考えております。

土屋委員	分かりました。
吉田教育長	よろしいでしょうか。
土屋委員	団体さんのことについて調べてくださっているということですので、大丈夫だと思います。
吉田教育長	それ以外にご質問はございませんか。よろしいですか。 では、議案第３号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。
委員全員	(「はい。」の声)
吉田教育長	議案第３号「後援名義使用願の承認について」承認とします。 以上で、本日の会議に付された審議すべき議案が終了いたしました。 ほかに何かございませんか。よろしいですか。 ないようですので、審議を終了いたします。
(その他報告事項)	
吉田教育長	続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。 順次、事務局から報告をお願いいたします。 杉田参事。
杉田参事	『後援名義使用願の承認について（第６３回道徳教育研究会）P. ３６より説明』 『後援名義使用願の承認について（「チャイルドラインはらっぱ」の開設、子どもの声を聴く「チャイルドラインはらっぱ」受け手ボランティア養成講座の開催）P. ３６より説明』 『後援名義使用願の承認について（第９回みんなの居場所カフェ～「みんなの学校 自主上映会」～）P. ３６より説明』
吉田教育長	続いて、南さん。
南参事	『小・中学校行事予定P. ３７より説明』

吉田教育長	ありがとうございます。 清原課長。
清原課長	『生涯学習推進課事業予定P. 23より説明』
吉田教育長	原田図書館長。
原田図書館長	『図書館事業予定P. 24より説明』
吉田教育長	ありがとうございました。 報告は以上でしょうか。ほかに何か。 上垣さん。
上垣参事	『再追加資料より説明』
吉田教育長	ありがとうございます。 今、最後の連絡の中で、給食の見舞金等に関して、補償等に関して ですけれども、何かご質問等、確認しておきたいこと等はございませ んか。よろしいですか。
土屋委員	よろしいですか。
吉田教育長	はい。
土屋委員	被害に遭われた方の把握は、もう既に済んでいるという理解でよろ しいですか。
吉田教育長	上垣参事。
上垣参事	被害者の特定ということは、全てできているということではなくて、 一定、保健所から依頼を受けて任意のアンケート調査というのを行っ ております。その中で、症状が出られたという方は一定把握できてい るんですが、アンケートにお答えされていないご家庭もあると思いま す。なので、今回この案内につきましては、給食を食べた可能性のあ る全ての児童生徒の保護者様、教職員に対しての案内を予定している ところです。

以上です。

土屋委員

被害に遭われた方の定義は症状が出た方とっていて、その把握はアンケートに答えていない方もいらっしゃるので、今回症状が出たよと言われた方もそこに含まれるということですね。そういう理解ですか。混乱がなければいいなという点が質問の背景です。

上垣参事

ご心配いただいて、ありがとうございました。

被害に遭われた方の特定というのも、このQRに入っていて、症状の有無であったりとか、保護者さんも例えば子どもの看護のために休業が必要になった、仕事が休みになったというような方も被害者というふうな取扱いになるということなので、一定広く見てもらえると。二次感染、三次感染というところの特定は、証明はなかなか難しくなってくるということで、簡単にはいかないというふうには聞いているんですが、可能性が全くゼロということではないと。ケース・バイ・ケースであるということを弁護士からも聞いております。

以上です。

土屋委員

被害状況の確認のページが一番最初にあって、今見ると、症状が出なかった方には見舞金は出ませんと書いてあって、そこのところ、何かそごがなければいいなということだったんですが、今のご説明で大丈夫かなというふうに思いました。症状が出たかどうかは、あくまで自己申告だということですね。分かりました。ありがとうございました。

吉田教育長

よろしいですか。

ほか何かご質問、よろしいですか。

ありがとうございました。

そうしたら、この件については、これでおしまいということで、その他何か報告等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、令和8年5月教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後5時23分

会議録は、教育委員会会議規則第14条の規定に基づき作成したもので、会議の顛末は事実に相違ないことを証するため、ここに署名する。